

福島第二原子力発電所 1号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年 4 月 23日

東京電力(株)福島第二原子力発電所 1号機（以下「当該機」という。）は、平成21年 2月17日から平成21年 4月下旬までの予定で原子炉を停止し、第20回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、機器・構造物の定例的な点検、配管減肉管理指針に基づく配管の肉厚測定を計画的に実施するとともに、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット手動弁の取替工事等の予防保全の取組みが進められている。

また、当該機を含め県内の原子力発電所においては、保守管理強化の一環として、平成17年度から運転中における機器の状態監視技術の取組みを開始し、信頼性の向上に努めている。

- 今回、原子炉再循環系配管の超音波探傷検査では、異常は認められておらず、また、配管の減肉管理については、主蒸気系や給水系配管等において余寿命が5年未満とされた部位は確認されなかったが、今後も引き続き適切な管理が求められる。

- 今定期検査中に発生した原子炉格納容器隔離弁に微少な穴が確認されたトラブルについては、製造時の欠陥に起因したものと推定された。

運転時間の長期化に伴い、こうした建設時に起因する不具合が顕在化しやすくなってくることが考えられ、今後、手入れ時の目視点検を強化するなど機器・設備の保守管理には、細心の注意を払い、万全の対策を実施していく必要がある。

- 事業者においては、現在、プラントの耐震安全性評価に関し、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震を受け、追加で行った地質調査結果も踏まえた再評価を実施しており、平成21年4月3日には、本号機を含めた福島第二原子力発電所の「耐震設計審査指針」改訂に伴う耐震安全性評価結果中間報告書を提出しているところであるが、最終報告に向け、引き続き、最新の知見を適切に反映し、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが求められる。

- 福島第二原子力発電所においては、現在、災害に強い発電所への取組みが、ハード（設備等）、ソフト（組織等）両面にわたり、計画的に進められているが、安全性、信頼性向上の観点から、一層の設備の強化改善を図るよう努めるともに、不断に防災体制の実効性を確認していくことが求められる。
また、当該機において、今停止期間中、中央制御室内の分電盤から発煙するトラブルが発生しているが、柏崎刈羽原子力発電所において、昨年来、火災が多発していることを踏まえ、福島第二原子力発電所においても、抜本的な火災防止対策の検討を行い、火災防止対策の徹底を図っていく必要がある。

- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。

- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。